

佐久市保健福祉審議会障害者福祉部会 次第

平成 25 年 8 月 21 日 (水)

午後 2 時 15 分～

佐久市議会棟 第 3 委員会室

1 開 会

2 委嘱書交付

3 自己紹介

4 障害者福祉部会の組織等について

5 部会長の選出

6 部会長職務代理の指名

7 審議事項

(1) 第 1 次佐久市障害者プラン後期計画の策定について

8 報告事項

(1) 佐久市障害者福祉所管の概要について

(2) 第二次佐久市地域福祉計画について

9 そ の 他

10 閉 会



「障害者プラン後期計画第3編具体的施策の方向」イメージ（案）  
 （前期計画P26、27）

## 第3編 具体的施策の方向

### 第1章 地域での自立生活への支援

障がい者が、住み慣れた地域で自分らしく生活していくために、必要な保健福祉サービスの充実と、生活基盤の安定や、就労支援のための施策を推進します。

#### 第1節 地域生活移行を支援する、在宅福祉サービスの充実

第一次佐久市障害者プラン（前期）施策実施状況報告（資料2）の

【これまでの主な取り組み】 「前期計画に対する主な取り組み」を整理して記載する予定です。

- 障がい者の地域生活を支援するため、コミュニケーション支援事業のほか9事業の地域生活支援事業を行っています。
- 市内のそれぞれの事業所において、さまざまな事業を行い、障がい者の日中活動の場の充実を図っています。

#### 【市内の事業所】

地域活動支援センター：2か所、就労継続支援A型事業所：1か所

就労継続支援B型事業所：10か所、就労移行支援事業所：1か所

- 医療機関や相談支援コ-ティネーターなどと連携し、補装具や日常生活用具の給付の充実を図っています。

#### 【現状と課題】

現在検討中です。

第一次佐久市障害者プラン（前期）施策実施状況報告（資料2）の「現状と課題」を整理して記載する予定です。

第一次佐久市障害者プラン（前期）施策実施状況報告（資料2）の

「後期計画における具体的施策」を記載する予定です。

#### 【具体的施策】

##### 1 在宅福祉サービスの充実

- ・ 障がい者の地域での生活を支えるため、ホームヘルプをはじめとした在宅福祉サービスの提供体制の充実を図ります。
- ・ 重度訪問介護事業所やショートステイ事業所を周知するとともに、利用者のニーズに沿ったサービスを提供できるよう事業所に働きかけます。

##### 2 地域生活支援事業等の利用の促進



- ・ 地域生活支援事業については、利用者のニーズを把握し、より利用しやすい事業の提供に努めます。

- ・ 障がい者とその家族への日常的な援助を充実するため、相談支援体制を充実し、各種事業を組み合わせた支援を行います。

### 3 居住の場の確保

- ・ 関係機関と連携しながら、短期入所、地域移行支援、地域定着支援事業などを組み合わせて支援の充実を図り、障がい者の安定した地域生活を支援します。
- ・ 障害者施設からの退所や、精神障害者などの退院後の住まいの確保を図るため、空きのある公共施設を活用するなどをし、引き続きグループホームなどの施設整備を促進します。

### 4 日中活動の場の充実

- ・ 就労継続支援事業などの事業所において、障がいの特性に応じたサービスの利用ができるよう支援し、障がい者の日中活動の場の充実を図ります。

### 5 補装具、日常生活用具給付の充実

- ・ 補装具や日常生活用具について、関係機関との相談体制を強化するとともに、関係機関と連携して障がい者のニーズに沿った給付に努めます。

### 6 障害者を支える福祉人材の育成

- ・ サービス提供事業所が、それぞれの障がいの特性に応じたサービスを提供できるよう、県などの主催する研修を受講するよう支援と指導を行います。

## 第一次佐久市障害者プラン（前期）実施状況等報告書

卷之三

前期計画における具体的施策	前期計画に対する主な取り組み	現状と課題	後期計画における具体的施策	関連する課題
				障がい者の地域での生活を支えるため、ホームヘルプをはじめとした在宅福祉サービス事業の充実を図ります。
・ 在宅サービスの充実 ・ 多様化する障害者ニーズに応じた多様な事業所の充実を行なっています。	度々の法改正により、障がい者の多様なニーズに対応するため、障害者ニーズに応じた支援事業を実施してきています。	障がい者の地域での生活を支えるため、障害者ニーズの支給量が増大しており、各種サービスの提供体制の充実を図る必要があります。	障がい者の地域での生活を支えるため、ホームヘルプをはじめとした在宅福祉サービスの提供体制の充実を行ないます。	障がい者の地域での生活を支えるため、ホームヘルプをはじめとした在宅福祉サービスの提供体制の充実を行ないます。
・ 重度障害者の地域生活を支援するため、重度訪問介護事業や、重度の育成など、在宅サービスの充実を行なっています。	医療的ケアが必要な重度障がい児(者)のための短期入所等が可能な事業の実施について各関係機関に働きかけを実施しています。	重度訪問介護事業所などを利用するため、事業所をyalに沿ったサービスを提供する必要があります。	重度訪問介護事業所やショートストレーニング事業などを利用するため、事業所をyalに沿ったサービスを提供する必要があります。	重度訪問介護事業所やショートストレーニング事業などを利用するため、事業所をyalに沿ったサービスを提供する必要があります。
・ 地域生活支援事業については、より利用しやすい事業内容を検討し、障害者が団体支援を利用できるサービスの育成を行なっています。	地域生活支援事業の地域生活支援事業や、地域生活支援事業の実施を行うため、地域生活支援事業の充実を図ります。	障がい者の地域生活を支援するため、コミュニティセンターによる地域生活支援事業を行なっています。	障がい者の地域生活を支援するため、コミュニティセンターによる地域生活支援事業を行なっています。	障がい者の地域生活を支援するため、コミュニティセンターによる地域生活支援事業を行なっています。
・ 障害者との家族への支援のため、各種事業の見直し、自立生活体験事業を行ないます。	障がい者の家族への支援のため、ケータイ電話による支援事業の見直しを行ないます。	障がい者の家族への支援のため、ケータイ電話による支援事業の見直しを行ないます。	障がい者の家族への支援のため、ケータイ電話による支援事業の見直しを行ないます。	障がい者の家族への支援のため、ケータイ電話による支援事業の見直しを行ないます。
・ 精神障害者等の生活を支えるため、自立生活体験事業の見直しを行ないます。	精神障害者等の生活を支えるため、自立生活体験事業の見直しを行ないます。	精神障害者等の生活を支えるため、自立生活体験事業の見直しを行ないます。	精神障害者等の生活を支えるため、自立生活体験事業の見直しを行ないます。	精神障害者等の生活を支えるため、自立生活体験事業の見直しを行ないます。
3 居住の場の確保				
・ 障害者施設からの退所や、精神障害者等の退院後の住まいの確保を行なうため、グループホーム等の施設整備を促進します。	・ 障害者施設からの退所や、精神障害者等の退院後の住まいの確保を行なうため、グループホーム等の施設整備を促進します。	・ 障害者施設からの退所や、精神障害者等の退院後の住まいの確保を行なうため、グループホーム等の施設整備を促進します。	・ 空きのある公共施設を活用した検討します。	・ 地域移行を促進するための日中活動の受皿となる、就労継続支援事業等の事業所の育成や連携による、事業所の基盤整備を計画的に推進します。
・ 在宅サービスの充実 ・ 多様化する障害者ニーズに応じた多様な事業所の充実を行なっています。	度々の法改正により、障がい者の多様なニーズに対応するため、障害者ニーズに応じた支援事業を実施してきています。	障がい者の地域での生活を支えるため、障害者ニーズの支給量が増大しており、各種サービスの提供体制の充実を図る必要があります。	重度訪問介護事業所やショートストレーニング事業などを利用するため、事業所をyalに沿ったサービスを提供する必要があります。	重度訪問介護事業所やショートストレーニング事業などを利用するため、事業所をyalに沿ったサービスを提供する必要があります。
・ 重度障害者の地域生活を支援するため、重度訪問介護事業や、重度の育成など、在宅サービスの充実を行なっています。	医療的ケアが必要な重度障がい児(者)のための短期入所等が可能な事業の実施について各関係機関に働きかけを実施しています。	重度訪問介護事業所などを利用するため、事業所をyalに沿ったサービスを提供する必要があります。	重度訪問介護事業所やショートストレーニング事業などを利用するため、事業所をyalに沿ったサービスを提供する必要があります。	重度訪問介護事業所やショートストレーニング事業などを利用するため、事業所をyalに沿ったサービスを提供する必要があります。
・ 地域生活支援事業については、より利用しやすい事業内容を検討し、障害者が団体支援を利用できるサービスの育成を行なっています。	地域生活支援事業の地域生活支援事業や、地域生活支援事業の実施を行うため、地域生活支援事業の充実を行なっています。	障がい者の地域生活を支援するため、コミュニティセンターによる地域生活支援事業を行なっています。	障がい者の地域生活を支援するため、コミュニティセンターによる地域生活支援事業を行なっています。	障がい者の地域生活を支援するため、コミュニティセンターによる地域生活支援事業を行なっています。
・ 障害者との家族への支援のため、各種事業の見直し、自立生活体験事業を行ないます。	障がい者の家族への支援のため、ケータイ電話による支援事業の見直しを行ないます。	障がい者の家族への支援のため、ケータイ電話による支援事業の見直しを行ないます。	障がい者の家族への支援のため、ケータイ電話による支援事業の見直しを行ないます。	障がい者の家族への支援のため、ケータイ電話による支援事業の見直しを行ないます。
・ 精神障害者等の生活を支えるため、自立生活体験事業の見直しを行ないます。	精神障害者等の生活を支えるため、自立生活体験事業の見直しを行ないます。	精神障害者等の生活を支えるため、自立生活体験事業の見直しを行ないます。	精神障害者等の生活を支えるため、自立生活体験事業の見直しを行ないます。	精神障害者等の生活を支えるため、自立生活体験事業の見直しを行ないます。

活動の場  
の拡大

・ 市中活動の場を利用しやすくなるため、車内巡回バスや外出支援サービスなど、交通手段の充実を図ります。	障害者、高齢者等の交通手段を持つため、車内巡回バスや外出支援サービスなど、交通手段の充実を図ることで、公共交通機関や相談支援コーディネーター等との連携し、補装具や日常生活用具の給付の充実を図っています。	障害者、高齢者等の交通手段を持つため、車内巡回バスや外出支援サービスなど、交通手段の充実を図ることで、公共交通機関や相談支援コーディネーター等との連携し、補装具や日常生活用具の給付の充実を図っています。	今後、利用実態等を検証し、平成26年度までには将来的に持続可能な公共交通体系を構築するため、公共交通機関と連携して、交通手段の充実を図ります。(第3章第1節5 移動手段の確保の内容と重なるので削除します。)
・ 補装具や日常生活用具が、必要とする障害者のニーズに適切に対応できるよう、佐久市障害者自立生活支援とセンター等と連携し、利用を促進します。	補装具や日常生活用具が、必要とする障害者のニーズに適切に対応できるよう、佐久市障害者自立生活支援とセンター等と連携し、利用を促進します。	補装具や日常生活用具が、必要とする障害者のニーズに適切に対応できるよう、佐久市障害者自立生活支援とセンター等と連携し、利用を促進します。	今後、利用実態等を検証し、平成26年度までには将来的に持続可能な公共交通体系を構築するため、公共交通機関と連携して、交通手段の充実を図ります。(第3章第1節5 移動手段の確保の内容と重なるので削除します。)
・ サービス提供事業所が、あらゆる障害に適切に対応するための研修等の情報提供を行いました。	障害者を支える福祉人材の育成	障害者を支える福祉人材の育成	今後、利用実態等を検証し、平成26年度までには将来的に持続可能な公共交通体系を構築するため、公共交通機関と連携して、交通手段の充実を図ります。(第3章第1節5 移動手段の確保の内容と重なるので削除します。)

## 第2節 サービスの質の確保

前期計画における具体的な施策	前期計画に対する主な取り組み	現状と課題	後期計画における具体的な施策
新規	<p>平成24年4月から障害福祉サービス利用者を対象とした研修等の情報提供を行いました。</p> <p>県等が主催する研修等の情報提供を行いました。</p> <p>県等が主催する研修等の情報提供を行いました。</p>	<p>障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの内容や利用の仕組みについて、サービス利用者を対象とした研修等の情報提供を行いました。</p> <p>障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの内容や利用の仕組みについて、サービス利用者を対象とした研修等の情報提供を行いました。</p> <p>障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの内容や利用の仕組みについて、サービス利用者を対象とした研修等の情報提供を行いました。</p>	<p>あらゆる障がいに適切に対応するため、研修等に積極的に参加するよう指導する必要があります。それ故に、障がいの範囲が拡大する中で、それ故の障がいに適切に対応するための人材を育成することが必要です。</p>
1 安定適切なサービス提供	<p>・ 福祉サービスの内容や利用の仕組みについて、サービス利用者を対象とした研修等の情報提供を行いました。</p> <p>・ 連携を深めることで、サービス提供事業所との連携について実施策を支援し、障害福祉サービスの安定化を図ります。</p> <p>・ サービス提供事業所に対して、多様化する障害福祉サービスの制度、多様な組織会議等を開催し、適切なサービスの提供、質の確保を行っています。</p>	<p>制度の改正時等は、サービス利用者や仕組みについて、佐久広域連合障害者相談支援センターを含めた関係機関と連携を行っています。</p> <p>市とサービス提供事業所との連携について、個々の事業所において実施策を支援し、障害福祉サービスの安定化を図ります。</p> <p>市とサービス提供事業所との連携について、適切なサービスの提供、質の確保を行っています。</p>	<p>度々の法改正により制度が多様化しているため、今後も制度の改正について、佐久広域連合障害者相談支援センター等の関係機関に周知して連携を深められています。</p> <p>今後、サービスに対するニーズの拡大が予想されるが、サービスの提供、質の確保が継続して行えるか検討する必要があります。</p> <p>度々の法改正により制度が多様化しているため、今後も制度の改正について、佐久広域連合障害者相談支援センター等の関係機関に周知して連携を深められています。</p>
2 個別支援計画の推進	<p>・ 個別支援計画に基づいて、きめ細かなサービス提供が行えるよう、徹底し、個別支援計画の策定を推進します。</p> <p>・ 自己評価の取り組みが一層促進されるように、自己評価マニュアルの作成、研修会の開催等必要な支援を行います。</p>	<p>各事業所において、個別支援計画を策定し、個別支援計画を実施しています。</p>	<p>多様化する障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの内容や利用の仕組みについて、佐久広域連合障害者相談支援センター等の情報提供事業所などの連絡会議等の必要性が高まっています。</p> <p>定期的に開催されている佐久圏域障害者自立支援協議会の専門部会などにおいて、市町村、サービス利用者をはじめ、佐久広域連合障害者相談支援センター等の情報提供事業所などとの連絡会議等の必要性が高まっています。</p>
3 支援計画の推進	<p>・ 細かなサービス提供が行えるよう、徹底し、個別支援計画の策定を推進します。</p> <p>・ 自己評価の取り組みが一層促進されるように、自己評価マニュアルの作成、研修会の開催等必要な支援を行います。</p>	<p>各事業所において、個別支援計画を策定し、個別支援計画を実施しています。</p>	<p>多様化する障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの内容や利用の仕組みについて、佐久広域連合障害者相談支援センター等の情報提供事業所などの連絡会議等の必要性が高まっています。</p> <p>定期的に開催されている佐久圏域障害者自立支援協議会の専門部会などにおいて、市町村、サービス利用者をはじめ、佐久広域連合障害者相談支援センター等の情報提供事業所などとの連絡会議等の必要性が高まっています。</p>
4 第三者評価による支援の推進	<p>・ 福祉サービスの質の向上を図るために、サービスに関する情報を提供に努め、自らが評価機関を活用し評価結果を公表できるよう、サービス提供事業者への働きかけを行います。</p>	<p>法改正に基づいた個別支援計画を策定する必要があります。</p>	<p>福祉サービスの質の向上を図るために、サービス提供事業者への第三者評価機関に関する情報の提供に努め、自らが評価機関を活用し評価結果を公表できるよう、サービス提供事業者への働きかけを行います。</p>

第3節 生活基盤の安定

前期計画における具体的な取り組み	前期計画に対する主な取り組み	現状と課題	後期計画における具体的な施策	関連する課等
1 各種制度の利活用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別障害者手当・障害児福祉手当等の支給、福祉医療・自立支援医療制度による助成や負担軽減措置、心身障害者扶養共済年金の給付、生活扶養資金の貸付制度等について、利用促進を行います。</li> </ul>	<p>受診月の最初の支払いに必ず受給者登録を提示するよう指導しているが、提示忘れの医療機関からデータが届かず、給付されないことがあります。</p>	<p>特別障害者手当・障害児福祉手当などの支給、福祉医療・自立支援医療制度による助成や負担軽減措置、心身障害者扶養共済年金の給付、生活扶養資金の貸付制度などについて、制度の周知を図ります。</p>	福祉課 国保医療課 建築住宅課
2 市営住宅への入居支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報とホームページを利用して周知を行っています。</li> <li>制度利用者には、受給者証交付時にパンフレットを用いて制度の周知と制度利用促進を行っています。</li> </ul>	<p>市営住宅の入居を希望する皆さん、母(父)子家庭や高齢者世帯等、それぞれの事情により市営住宅の入居を希望しています。</p>	<p>障害者が安定した生活を送れるため市営住宅への入居を優先して検討します。</p>	国保医療課 建築住宅課

#### 第4節 就労支援の充実強化

<p>・ 地域活動支援センターの生産活動や就労支援を強化するため、自立支援給付事業所への移行を促進し、安定した運営基盤を構築することに、福祉的就労の場の充実を図ります。</p>	<p>平成21年1月佐久の泉共同作業センター、平成22年4月浅科ふれあいホーム・日田共同作業センター、平成23年10月野沢共同作業センター、平成24年4月望月ひまわり共同作業センターが自立支援給付事業へ移行しました。また、指定管理者による民間企業の運営により、サービスの質の向上を図っています。</p>	<p>地域活動支援センター、就労継続支援事業所において様々な障がい者が利用できるよう、障がいの特性に応じた支援と、自主事業の開拓を行ったことにより、効率的な事業所の運営により、サービスの質の向上を図ります。</p>
<p>・ 民間企業に対し、障害者に対する理解を深めるための取り組みや、民間企業が行う福祉的就労の場の整備・拡大を推進します。</p>	<p>佐久圏域障害者就労・生活支援センターは、就労移行支援事業所が中心に、民間企業に対し障害者の福祉的就労に取り組んでいます。</p>	<p>障労支援事業所の充実と各関係機関との連携により相談支援体制の強化を図り、障害者、雇用者へのフォローアップ体制を強化する必要がある。</p>
<p>・ 収益拡大による障害者の工賃アップを図るため、本市や佐久市社会福祉協議会、関係機関等が主催する行事等において、福祉的就労の場からのお店を支援するほか、地域や事業所等が行う行事などに出店の働きかけを行い、販路拡大を支援します。</p>	<p>各事業所によって受注可能な数等が異なるため、事前の打ち合わせをする必要があります。また、敬老訪問にも授産品を利用しています。(H22年度・23年度594セット、H24年度657セット) また、他のイベンントに関しても適宜依頼しています。</p>	<p>障害者優先調達法に基づき、障害者施設などから優先的に物品などを調達することに努め、工賃アップできる範囲を広げていく必要があります。</p>

## 第一次 佐久市障害者プラン（前期）施策実施状況等報告

### 第2章 人権の尊重と社会参加の促進

#### 第1節 権利擁護施策の充実

前記計画における具体的施策	前期計画に対する主な取り組み	現状と課題	後期計画における具体的施策
1 権利擁護の推進 ・障害者の人権を守るために、福祉大会など福祉をテーマとして多くの市民が集う場所で、障害者への理解を進め、障害者差別の撤廃に取り組みます。	佐久広域連合と連携し、障害者の権利擁護を開催しました。 障害者への虐待を防止するため、市町村の虐待防止法を設置しました。障害者の虐待を防止ネットワークを設置しました。障害者差別の撤廃に取り組みます。	平成24年10月から障害者虐待防止法が施行され、障害者の責務が規定されました。障害者の虐待を防止するため、関係機関と連携し、障害者への虐待や虐待の早期発見、撤廃に取り組みます。	障がい者の人権を守るために、佐久広域連合障害者虐待セントラルなどとの連携を図るため、佐久広域連合障害者相談センターと連携し、障害者への虐待や虐待の早期発見、撤廃に取り組みます。
・市役所窓口はじめめ障害者自立支援センター等の関係機関と連携し、人権擁護のための相談支援体制を更に充実します。	市役所窓口はじめめ障害者自立支援センター等の関係機関と連携し、人権擁護のための相談支援体制を更に充実します。	障害者が安心して生活できるよう、成年後見制度を利用して支援事業に参加する場合、相談支援体制を充実します。	佐久広域連合成年後見支援センターと連携し、成年後見制度を利用して支援事業に参加する場合、相談支援体制を充実します。
2 権利の行使 ・選挙管理委員会と連携し、障害者が投票を行うために必要な支援を継続します。	佐久市社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援事業の周知と連携し、向けて働きかけます。 ・市役所窓口はじめめ障害者自立支援センター等の関係機関と連携し、人権擁護のための相談支援体制を更に充実します。	現時点では苦情等が出できていない場合、関係機関と連携し、向けて働きかけます。 佐久市社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援事業の周知と連携し、向けて働きかけます。	佐久広域連合成年後見支援センターと連携し、成年後見制度を利用して支援事業の周知と、関係機関などと連携し、相談支援体制の充実が必要となることがあります。
			佐久広域連合成年後見支援センターと連携し、成年後見制度を利用して支援事業の周知と、関係機関などと連携し、相談支援体制の充実が必要となります。

## 第2節 コミュニケーションの充実

前期計画における具体的施策	前期計画に対する主な取り組み	現状と課題	後期計画における具体的施策	関連する課題等
1 コミュニショングを支援する人材と活動支援	<p>ボランティアセンターと連携し、手話通訳奉仕員、要約筆記奉仕員養成講座を開催しています。</p> <p>手話奉仕員養成講座受講人数：22人、修了人数：16人</p> <p>H21受講人数：13人、修了人数：12人</p> <p>H22受講人数：32人、修了人数：25人</p> <p>H23受講人数：32人、修了人数：25人</p> <p>H24受講人数：32人、修了人数：25人</p> <p>H21受講人数：6人、修了人数：6人</p> <p>H22受講人数：8人、修了人数：8人</p> <p>H23受講人数：8人、修了人数：8人</p> <p>H24受講人数：22人、修了人数：19人</p>	<p>朗読ボランティアの活動支援を行うほか、手話通訳、要約筆記、点字等のボランティア育成を行っています。</p> <p>佐久広域連合障害者相談支援センターと連携し、手話通訳奉仕員養成講座を開催しています。</p>	<p>手話通訳、要約筆記奉仕員養成講座受講人数：22人、修了人数：16人</p> <p>H21受講人数：13人、修了人数：12人</p> <p>H22受講人数：32人、修了人数：25人</p> <p>H23受講人数：32人、修了人数：25人</p> <p>H24受講人数：32人、修了人数：25人</p> <p>H21受講人数：6人、修了人数：6人</p> <p>H22受講人数：8人、修了人数：8人</p> <p>H23受講人数：8人、修了人数：8人</p> <p>H24受講人数：22人、修了人数：19人</p>	<p>佐久広域連合障害者相談支援センターと連携し、手話通訳奉仕員、要約筆記奉仕員、点字等のボランティア育成に関する講座や研修会を開催しているが、修了後継続して活動する人が少ないであります。</p>
2 コミュニションの確保	<p>手話通訳や要約筆記サークル活動に対し、会場の提供や機材などの支援を行い、コミュニケーション技術の向上を促進します。</p>	<p>手話、要約筆記、点字等の各サークルの活動に対し、会場の提供や機材など手話通訳者等を派遣しています。</p>	<p>引き続き、手話通訳や要約筆記サークル活動に対し、会場の提供や機材の貸出などの支援を行い、コミュニケーション技術の向上を促進します。</p>	<p>佐久広域連合障害者相談支援センターと連携し、手話通訳奉仕員、要約筆記奉仕員などのコムニケーションを支援する人材にについて、引き続き講座などを開催し、人材の養成を図ります。また、社会福祉協議会のボランティアセンターと連携し、朗読ボランティアの活動を支援します。</p>
3 情報機器の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>手話通訳や要約筆記サークル活動に対し、会場の提供や機材の貸出などの支援を行い、コミュニケーション技術の向上を促進します。</li> <li>コミュニケーションの周知や、市をはじめ関係機関窓口での周知を徹底し、支援が必要な障害者への情報提供を努め、コミュニケーションの確保を図ります。</li> <li>佐久市障害者自立生活支援センター登録者及びサークル、相談の特徴性に応じた支援体制の充実を図ります。</li> </ul>	<p>福祉課窓口に手話通訳士を設置し、窓口での対応・派遣調整を充実させています。市等が主催する講演会等に手話通訳者等を派遣しています。</p>	<p>障がい者の社会参加のニーズが多様化しているため、現状に即した制度化見直すための検討が必要です。</p>	<p>引き続き、手話通訳や要約筆記サークル活動に対し、会場の提供や機材の貸出などの支援を行い、コミュニケーション技術の向上を促進します。</p>
新規	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の公平化を図るため、市が公報などを録音したことなどがで発行する広報などで情報と利用の促進を図ります。</li> <li>発行する広報などで情報と利用の充実と利用の促進を図ります。</li> </ul>	<p>佐久市福祉協議会に委託して、朗読ボランティアの協力で、市が公報などを録音した「声の広報」を作成し、視覚障害者等にCDを無料で配布しています。</p>	<p>障害者基本法第22条に基づき、障がい者が円滑に情報を取得できるよう、市のホームページのバリアフリー化を図る必要があります。</p>	<p>情報の公平化を図るため、市のホームページについて、音声システムの導入や色使い、文字の大きさに配慮をし、バリアフリー化を図ります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>活字を読み上げるデータとなるSPコードを作成した公文書を普及させるため、障害者プランや福祉のしおりなどをはじめ、市から視覚障害者へ送付する公文書やパンフレットなどへのSPコードの作成について、積極的に検討し推進します。</li> </ul>	<p>市役所等に活字文書読み上げ装置を配置しています。</p>	<p>朗読ボランティアの拡充を図り、広報以外にも、朗読により情報と伝えられることが出来る事業を増やす必要があります。</p>	<p>佐久市社会福祉協議会と連携し、朗読ボランティアの拡充に努めるとともに、市の広報など情報を伝えることができる事業の充実を図ります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>視覚障害者への情報提供を支援するため、市役所や図書館等公共施設に活字文書読み上げ装置を設置し、促進を図ります。</li> </ul>	<p>装置を設置する施設を増やす必要があります。</p>	<p>情報化が進む中で、視覚障害者へ情報提供を行なうための整備ができるかもしれません。利用者が少なく、より多くの障がい者のニーズを把握して、必要な文書にはSPコードを付ける必要があります。</p>	<p>視覚障害者のニーズを把握し、図書館への「点字図書」の拡充、活字文書読み取り装置への配置を推進します。また、福祉のしおりをはじめ、活字文書を読み取る「SPコード」がある印刷物の普及を図ります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>視覚障害者等がIT機器を活用して情報を公平に得るために、機器の操作技術を指導するパソコン教室の充実を図ります。</li> </ul>	<p>佐久市障害者自立生活支援センターでパソコン教室を開催しています。</p>	<p>視覚障害者などがIT機器を活用して情報を公平に得るために、機器の操作技術を指導するパソコン教室を広く周知し、利用を促進します。</p>	

<p>情報機器の利用促進を図るため、日常生活用具給付事業を充実し、情報機器購入費への助成を行います。</p>	<p>「情報意思疎通支援用具の給付実績」 H20 : 17件 H21 : 37件 H22 : 24件 H23 : 23件 H24 : 27件</p>
	<p>日常生活用具で障がいの特性に応じた情報機器の給付が可能であることより一層の周知が必要です。</p>

支那古文書の充美

期別計画における具体的な取り組み	期別計画に対する主な取組み	現状と課題	後期計画における具体化策
<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者相互や、地域の人々との交流のため、障害者スポーツ大会を支援するとの交渉も、地域と障害者との交流を促進します。</li> <li>障害者が参加しやすいスポーツ大会の企画が行えるよう、大会内容への指導・助言に努めます。</li> </ul>	<p>障害者スポーツ大会において、参加する方への送迎バスの支援や、大会運営の協力を行っています。</p>	<p>多くの障害者が参加し、地域の人々との交流が深められるよう、今後も同様に支援が必要があります。</p>	<p>サンスポート佐久などの関係機関と連携し、障害者スポーツ教室を周知し、より多くの障害者が参加できるようになります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者のため、障害者スポーツ大会や、地域の人々との交流のため、障害者スポーツ教室を支援するとの交渉も、地域と障害者との交流を促進します。</li> <li>障害者が参加しやすいスポーツ大会の企画が行えるよう、大会内容への指導・助言に努めます。</li> </ul>	<p>障害者の体育施設を利用を促進するため、使用料の免除を継続するなどとともに、施設の改築時にあわせ、パリアフリーアクセスを順次設置していきます。</p>	<p>バリアフリー化未実施の施設は今後の改築時に実施していく必要があります。</p>	<p>障害者の体育施設の利用を促進するため、使用料の免除を継続するとともに、施設の改築時に併せ、パリアフリーアクセスを推進します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者の体育施設の利用を促進するため、使用料の免除を継続するなどとともに、施設の改築時にあわせ、パリアフリーアクセスを順次設置していきます。</li> <li>障害者の特性に応じたスポーツの普及が図れるよう、長野県障害者スポーツ協会との連携し、障害者スポーツ指導員の養成が必要です。</li> </ul>	<p>障害者の体育施設を利用する際の利用料の免除は継続し、障害者用トイレも順次設置していきます。</p>	<p>障害者の特性に応じたスポーツの普及が図れるよう、長野県障害者スポーツ協会との連携時に併せて、パリアフリーアクセスを順次設置していきます。</p>	<p>障害者の特性に応じたスポーツの普及が図れるよう、長野県障害者スポーツ協会との連携時に併せて、パリアフリーアクセスを順次設置していきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者のため、障害者スポーツ大会や、地域の人々との交流のため、障害者スポーツ教室を支援するとの交渉も、地域と障害者との交流を促進します。</li> <li>障害者が参加しやすいスポーツ大会の企画が行えるよう、大会内容への指導・助言に努めます。</li> </ul>	<p>障害者の体育施設を利用を促進するため、使用料の免除を継続するなどとともに、施設の改築時にあわせ、パリアフリーアクセスを順次設置していきます。</p>	<p>障害者の特性に応じたスポーツの普及が図れるよう、長野県障害者スポーツ協会との連携し、障害者スポーツ指導員の養成が必要です。</p>	<p>障害者の特性に応じたスポーツの普及が図れるよう、長野県障害者スポーツ協会との連携し、障害者スポーツ指導員の養成が必須です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者のため、障害者スポーツ大会や、地域の人々との交流のため、障害者スポーツ教室を支援するとの交渉も、地域と障害者との交流を促進します。</li> <li>障害者が参加しやすいスポーツ大会の企画が行えるよう、大会内容への指導・助言に努めます。</li> </ul>	<p>障害者の体育施設を利用を促進するため、使用料の免除を継続するなどとともに、施設の改築時にあわせ、パリアフリーアクセスを順次設置していきます。</p>	<p>障害者の特性に応じたスポーツの普及が図れるよう、長野県障害者スポーツ協会との連携し、障害者スポーツ指導員の養成が必要です。</p>	<p>障害者の特性に応じたスポーツの普及が図れるよう、長野県障害者スポーツ協会との連携し、障害者スポーツ指導員の養成が必須です。</p>

#### 第4節 文化活動・生涯学習の振興

前記計画における具体的施策	前期計画に対する主な取り組み	現状と課題	
		後期計画における具体的施策	後期計画における課題
地域の行事や公民館活動に、障害者のより一層の参加を促すため、障害者や公民館と連携し、障害者が参加しやすい行事開催を進めています。	スロープや多目的トイレが設置されている場所を利用するなどして、障害者が参加しやすい環境づくりに努めています。	地域の行事や公民館活動において、施設がいいる者も健常者も参加しやすい行事開催を推進します。	地域の行事や公民館活動において、施設がいいる者も健常者も参加しやすい行事開催を推進します。
・ 佐久市生涯学習市民のつどい等の開催に参加でき、障害者が健常者とともに、障害者ボランティアの参加促進を図りました。また、同時に開催する福祉展、障害者や福祉施設が参加し、市民との交流が図れるよう、障害者の社会参加意欲の高揚に努めます。	障害者スマイルライフフェスタや生涯学習市民のつどいなどに努めています。「スマイルライフフェスタ参加実績」[H20：600人、H21：365人、H22：250人、H23：250人、H24：276人]【福祉展出品数】H20：87作品、H21：83作品、H22：105作品、H23：106作品、H24：98作品	参加団体や来場者が固定化していくまます。イベント会場にボランティアを配置し、障がい者の参加しやすい環境を整備していく必要があります。	佐久市生涯学習市民のつどい、佐久ふれあい広場などの文化芸術活動の情報提供とともに、地域や公民館と連携するなどして、障がい者も健常者も参加しやすい行事開催を図ります。
・ 文化施設等の入場料減免について精神障害者を含め、すべての障害者に適応できるよう減免規定の整備に検討します。	平成22年4月1日より身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳、及びその介護者1人は市民に限りなく入場料等を全額免除しています。	入場料減免制度を設けましたが、障がい者の利用が少ないです。	文化施設などの障がい者の利用を促進するため、ホームページなどにより入り場料減免制度の周知を図ります。
文化芸術活動の振興	・ 日頃の文化芸術活動を発表するため、県障害者文化芸術祭への参加を促します。	長野県障害者文化芸術祭への参加を促進するため、募集要項を市内障害者施設や障害者団体へ送付しています。	「1 文化芸術活動の振興」の上から2段目と同じ。
生涯学習課	・ 広報、市のホームページや公民館などで、それぞれの機関で開催する情報は、市ホームページや支所・公民館・図書館に掲示をして情報提供しています。	佐久市障害者自立生活支援センター等の関係機関を利用して情報を探り、参考情報を図ります。	佐久市障害者自立生活支援センターなどの関係機関に生涯学習の情報提供を行い、障がい者の生涯学習へ参加を促進します。

<p>・障害をテーマとした「まちづくり講座」の開催を拡充し、市民の障害への理解を深めます。</p>	<p>障がい者の支援についての講座をメニューに取り入れ、ホームページ等でPRしています。</p>	<p>ニーズが少ないため、開催に至っていません。</p>	<p>市民が集まるイベントなどで障がい者をテーマとした講演、研修会などを行い、市民の障がいに対する理解を深めます。</p>
---	--	------------------------------	---

## 第一次 佐久市障害者プラン（前期）施策実施状況等報告

### 第3章 安心して暮らせる地域づくりの推進

前期計画における具体的な取り組み		前期計画における主な取り組み	現状と課題	後期計画における具体的な取り組み	関連する課題
1 福祉のまちづくりの総合的推進	・ 佐久市都市計画マスタープランに基づき、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進し、すべての人が暮らしやすい快適で構造の空間ネットワークの確立と、施設内をはじめ、その出入口や建築物等のバリアフリー化を推進しています。	都市施設の整備において、安心して快適に暮らすため、ユニバーサルデザインのまちづくりを図り、すべての人が安全で快適に移動できるバリアフリーの確立と、空間ネットワークの確立を推進します。	市民に対して、都市計画マスタープランの内容、ユニバーサルデザインのまちづくりについて周知する必要があります。	佐久市都市計画マスタープランに基づくユニバーサルデザインのまちづくりについて、市民に対して普及、啓発を図ります。	佐久市都市計画マスタープランに基づくユニバーサルデザインのまちづくりについて、市民に対して普及、啓発を図ります。
2 公共施設等の整備	・ 市内にある施設等のバリアフリーの情報を提供し、障害者ができることを最大限に活用できるよう、ユニバーサルデザインの作成を検討します。	ユニバーサルデザインのまちづくりを実施していくため、バリアフリー化を促進します。	高齢者、障がい者等が自立した日常生活、社会生活を営むことの重要性に鑑み、普及、啓発を行うため、情報を元的に管理・発信する必要があります。	障がい者が安心して社会参加できる社会を構築することを行いうため、情報を元的に管理・発信する必要があります。	障がい者を図ります。
3 住宅の整備	・ 「ユニバーサルデザイン」の考え方方に配慮したまちづくりを実施していくため、バリアフリー化を促進します。	文化施設や美術館等多くの人が集まる公共施設については、障害者に配慮した整備を推進するなどと多目的トイレ、案内標識、ベンチ等の付帯設備の整備を進めています。	バリアフリー法の改正に伴い、「特定公園施設に係る移動円滑化」を進め、市公園条例の改正を行なう公園施設についても、移動円滑化の観点から整備を行なっています。また、公園施設長寿化の観点からトイレ等の改修にあたっています。	計画的に順次行なっていく必要があるため、全ての公園施設について実現でき、これまでには期間を要するものとされることがあります。	誰もが使いやすい施設では、建物の改修によるよう、併せ、障がい者の意見を取り入れながら、スロープの新設などのほか、障がい者・高齢者専用駐車場の整備を推進します。
	・ 今後、整備する公営住宅に関しては、既存の施設等を活用し交換スペースが不足する環境づくりを推進します。	街路整備を推進します。また、歩行や車両の通行を広げるため、街路の既存スペースを活用し交換スペースが不足する環境づくりを推進します。	一部新規で整備した道路には、ベンチなどを設置しました。	新規道路の一部では交換スペースを新設したが、環境や現況条件、費用を考慮する中で、全て設置することは困難です。	新規で整備する歩道の全てに視覚障害者を図れるよう、歩行や車いすによる活動範囲の拡大が図れるよう、交流スペースの設置に努めます。
	・ 今後、整備する公営住宅に関しては、既存の施設等を活用し交換スペースが不足する環境づくりを推進します。	相生団地建替において、居室内の段差を解消し、浴室・トイレなどへ手すりを設置しました。	今後は、建替が多くのため、整備形態が多くなります。	公営住宅の改修に併せ、居室の段差を解消やトイレなどの手すりの設置を進め、バリアフリー化を推進します。	家庭生活を可能とするため、関係機関、医療機関などの手すりの利用を促進します。
	・ 車いすでそれ違いのできる幅広い歩道の整備や段差切り下り、根岸環境づくりを推進し、誰もが安全で快適に利用できます。	身体障害者の在宅での生活を支援するため、障がい者にやさしい住宅改良促進事業を行なっています。また、日常生活用具給付等事業で、住宅改修を行なっています。	障がい者の自立した生活を援助するため、今後の利用促進が望まれます。	新規で整備された道路の歩道全幅を図るための市道の構造基準に基づき、幅広い歩道の整備や段差切り下り、根岸環境づくりプロックの敷設などをアフリア化を推進します。	障がい者等の移動の円滑化を図るための市道の構造基準に基づき、幅広い歩道の整備や段差切り下り、根岸環境づくりプロックの敷設などをアフリア化を推進します。



第3節 防犯・防災対策の充実		前期計画における具体的な取り組み				後期計画における具体的な取り組み			
		前期計画における具体的な取り組み		現状と課題		後期計画における具体的な取り組み		関連する課題	
1 防犯対策の充実	・ 佐久市社会福祉協議会と連携し、障害者とボランティアとの橋渡し役となるボランティアコーディネーターの養成に努め、ボランティア研修の機会の増加を図ります。	誰もが安心・安全に暮らせる地域づくりをめざし、ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア活動の活性化と人材育成を図っています。	ボランティアは、関係機関やボランティアと連携を図り、福祉ニーズの早期発見、早期対応に努めています。	・ 参加者が少ないことで、身近な課題をテーマに、市民が参加したくなる講座や研修会を企画しています。引き続きボランティア活動への参加を呼び掛けていく必要があります。	ボランティアは、周知の課題をテークアップを呼び掛けます。	・ 参加者が少ないので、身近な課題を広報誌やホームページ等でのPRの徹底を図る必要があります。	佐久市社会福祉協議会と連携し、ボランティア登録制度を広報やホームページなどで広く周知し、ボランティアへの参加機会の増加を図ります。	佐久市社会福祉協議会と連携し、ボランティア登録制度を広報やホームページ等でのPRの徹底を図る必要があります。	佐久市社会福祉協議会と連携し、ボランティア登録制度を広報やホームページ等でのPRの徹底を図ります。
2 地域を支える活動の充実	・ 市民に対し、ボランティア活動への理解を求め、ボランティアへの参加を呼びかけます。	各種講座を開催し、市民に対する理解を求めて、地域に即したボランティア活動への積極的な参加を呼び掛けています。	平成24年4月に、様々な活動や人、関係する機関をつなげ、市民活動を促進するための「総合的な学習の時間」や「道徳」で、車いすや手話などの道具を使って体験学習、施設での交流を通じて福祉教育を推進しています。	障害者スマイル大会、福祉展を開催し、各学校において、「道徳」で、車いすや手話などを通じて福祉教育を行っています。	佐久市社会福祉協議会、福祉施設、ボランティア団体、民間団体、市民が開催を相互に支援できる体制づくりを進めています。	・ 障害を持つ人と地域との垣根をとりはらい、学校や地域での※ノーマライゼーションの浸透をはじめとする意識の変化、各種行事や広報等を通じて地城活性化を図ります。	・ 佐久市社会福祉協議会、福祉施設、設、民間団体、市民とともに、ふれあいが生まれ、各種行事や広報等を通じて地城活性化を図ります。	・ 佐久市社会福祉協議会、福祉施設、設、民間団体、市民とともに、ふれあいが生まれ、各種行事や広報等を通じて地城活性化を図ります。	・ 佐久市社会福祉協議会、福祉施設、設、民間団体、市民とともに、ふれあいが生まれ、各種行事や広報等を通じて地城活性化を図ります。
3 地域の相互支援	・ ボランティア登録制度を広く周知し、ボランティアへの参加を呼びかけます。	・ 身近な地域の相談相手となる※民生児童委員※保健補導員、※食生活改善推進委員等の活動を支援します。	平成24年4月に、様々な活動や人、関係する機関をつなげ、市民活動を促進するための「総合的な学習の時間」や「道徳」で、車いすや手話などを通じて福祉教育を行っています。	障害者スマイル大会、福祉展を開催し、各学校において、「道徳」で、車いすや手話などを通じて福祉教育を行っています。	佐久市社会福祉協議会、福祉施設、ボランティア団体、民間団体、市民が開催を相互に支援できる体制づくりを進めています。	・ 障害を持つ人と地域との垣根をとりはらい、学校や地域での※ノーマライゼーションの浸透をはじめとする意識の変化、各種行事や広報等を通じて地城活性化を図ります。	・ 佐久市社会福祉協議会、福祉施設、設、民間団体、市民とともに、ふれあいが生まれ、各種行事や広報等を通じて地城活性化を図ります。	・ 佐久市社会福祉協議会、福祉施設、設、民間団体、市民とともに、ふれあいが生まれ、各種行事や広報等を通じて地城活性化を図ります。	・ 佐久市社会福祉協議会、福祉施設、設、民間団体、市民とともに、ふれあいが生まれ、各種行事や広報等を通じて地城活性化を図ります。

<p>・避難先での医療やコミュニケーションの確保など、障害者への支援対策の充実を図ります。</p>	<p>佐久市地域防災計画に新たに避難所における男女ニーズの違いや避難所運営における女性の参画を推進しています。（特に、女性専用の物干し場、授乳室や更衣室の設置を地域防災計画に定めました。）また、災害時要援護者への間仕切りの設置を定めました。</p>
<p>・広報活動や総合防災訓練等の実施により、防災知識の普及・啓発と防災意識の高揚を図ります。</p>	<p>佐久市総合防災訓練や各地区等の各種防災講演会等を通じて、防災意識の高揚を図っています。</p> <p>障がい者の避難先を確保するため、関係機関と連携し、福祉避難所の運営などの整備計画の策定を推進します。</p> <p>広報活動などにより、防災知識の普及・啓発と防災意識の高揚を図るとともに、総合防災訓練や自主防災組織における防災訓練に障がい者が参加できるよう支援します。</p>

## 第一次障害者施策実施状況等報告

第4章 総合的な支援体制の充実

第1節 相談支援体制の充実	新規	前期計画における具体的施策		現状と課題		後期計画における具体的施策	関連する課題
		前期計画に対する主な取り組み	前期計画に対する主な取り組み	現状と課題	後期計画における具体的施策		
		指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者による計画相談支援、地域移行支援等の各種相談支援事業を行っています。	多様化するニーズに対応するため、相談支援事業者の拡充が求められます。指定特定相談支援事業者（計画作成担当）：10事業者 指定一般相談支援事業者：1事業者	多様化するニーズに対応するため、相談支援事業者の拡充が求められます。指定特定相談支援事業者（計画作成担当）：10事業者 指定一般相談支援事業者	多様化するニーズに対応するため、相談支援事業者の拡充が求められます。指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者、指定一般相談支援事業者の拡充を図ります。	市役所や各支所窓口において、障がい者の多様化するニーズに対応します。接続する相談支援体制を強化します。また、佐久広域連合障害者相談支援事業セントラル、医療機関、労働基準監督署などが連携し、ネットワークを強化する相談支援体制を推進します。	指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者の拡充を図ります。
		多様化する障害者のニーズに応じて、佐久市障害者自立支援センターと他の地域の相談支援会議で、個別支援事業所による相談支援体制を推進していきます。また、佐久市障害者自立生活支援センターにおいて、ピアカウンセラー2名で相談を受け付けています。	多様化する障害者のニーズに応じて、佐久市障害者自立支援センターと他の地域の相談支援会議で、個別支援事業所による相談支援体制を推進していきます。また、佐久市障害者自立生活支援センターにおいて、ピアカウンセラー2名で相談を受け付けています。	多様化する障害者のニーズに応じて、佐久市障害者自立支援センターと他の地域の相談支援会議で、個別支援事業所による相談支援体制を推進していきます。また、佐久市障害者自立生活支援センターにおいて、ピアカウンセラー2名で相談を受け付けています。	多様化する障害者のニーズに応じて、佐久市障害者自立支援センターと他の地域の相談支援会議で、個別支援事業所による相談支援体制を推進していきます。また、佐久市障害者自立生活支援センターにおいて、ピアカウンセラー2名で相談を受け付けています。	多様化する障害者のニーズに応じて、佐久市障害者自立支援センターと他の地域の相談支援会議で、個別支援事業所による相談支援体制を推進していきます。また、佐久市障害者自立生活支援センターにおいて、ピアカウンセラー2名で相談を受け付けています。	多様化する障害者のニーズに応じて、佐久市障害者自立支援センターと他の地域の相談支援会議で、個別支援事業所による相談支援体制を推進していきます。また、佐久市障害者自立生活支援センターにおいて、ピアカウンセラー2名で相談を受け付けています。
	1. 相談支援体制の強化	応するたまに、佐久市障害者自立支援センターと、本巣市や佐久市、佐久市障害者相談支援会議で、個別支援事業所による相談支援体制を推進していきます。また、佐久市障害者自立生活支援センターにおいて、ピアカウンセラー2名で相談を受け付けています。	応するたまに、佐久市障害者自立支援センターと、本巣市や佐久市、佐久市障害者相談支援会議で、個別支援事業所による相談支援体制を推進していきます。また、佐久市障害者自立生活支援センターにおいて、ピアカウンセラー2名で相談を受け付けています。	応するたまに、佐久市障害者自立支援センターと、本巣市や佐久市、佐久市障害者相談支援会議で、個別支援事業所による相談支援体制を推進していきます。また、佐久市障害者自立生活支援センターにおいて、ピアカウンセラー2名で相談を受け付けています。	応するたまに、佐久市障害者自立支援センターと、本巣市や佐久市、佐久市障害者相談支援会議で、個別支援事業所による相談支援体制を推進していきます。また、佐久市障害者自立生活支援センターにおいて、ピアカウンセラー2名で相談を受け付けています。	応するたまに、佐久市障害者自立支援センターと、本巣市や佐久市、佐久市障害者相談支援会議で、個別支援事業所による相談支援体制を推進していきます。また、佐久市障害者自立生活支援センターにおいて、ピアカウンセラー2名で相談を受け付けています。	応するたまに、佐久市障害者自立支援センターと、本巣市や佐久市、佐久市障害者相談支援会議で、個別支援事業所による相談支援体制を推進していきます。また、佐久市障害者自立生活支援センターにおいて、ピアカウンセラー2名で相談を受け付けています。
		1.2 福祉人材の育成と確保	障害者総合支援法の施行により、平成24年度から平成26年度までの3年間において、サービス等を利用計画を作成を以て障害者への拡大といふことを定めた事業所の拡大を図ることも、指定特定事業所の拡大を図ることも、目的的確に必要なサービス利用計画の作成と合わせて、相談支援専門員の拡充とスキルアップが必要です。	障害者総合支援法の施行により、平成24年度から平成26年度までの3年間において、サービス等を利用計画を作成を以て障害者への拡大といふことを定めた事業所の拡大を図ることも、指定特定事業所の拡大を図ることも、目的的確に必要なサービス利用計画の作成と合わせて、相談支援専門員の拡充とスキルアップが必要です。	障害者総合支援法の施行により、平成24年度から平成26年度までの3年間において、サービス等を利用計画を作成を以て障害者への拡大といふことを定めた事業所の拡大を図ることも、指定特定事業所の拡大を図ることも、目的的確に必要なサービス利用計画の作成と合わせて、相談支援専門員の拡充とスキルアップが必要です。	障害者総合支援法の施行により、平成24年度から平成26年度までの3年間において、サービス等を利用計画を作成を以て障害者への拡大といふことを定めた事業所の拡大を図ることも、指定特定事業所の拡大を図ることも、目的的確に必要なサービス利用計画の作成と合わせて、相談支援専門員の拡充とスキルアップが必要です。	障害者総合支援法の施行により、平成24年度から平成26年度までの3年間において、サービス等を利用計画を作成を以て障害者への拡大といふことを定めた事業所の拡大を図ることも、指定特定事業所の拡大を図ることも、目的的確に必要なサービス利用計画の作成と合わせて、相談支援専門員の拡充とスキルアップが必要です。
			ピアカウンセラーを講師に講座を開催して育成に努めています。参加者は多くは傾聴ボランティアとして活動しています。	ピアカウンセラーを講師に講座を開催して育成に努めています。参加者は多くは傾聴ボランティアとして活動しています。	ピアカウンセラーを講師に講座を開催して育成に努めています。参加者は多くは傾聴ボランティアとして活動しています。	ピアカウンセラーを講師に講座を開催して育成に努めています。参加者は多くは傾聴ボランティアとして活動しています。	ピアカウンセラーを講師に講座を開催して育成に努めています。参加者は多くは傾聴ボランティアとして活動しています。
			障害の特性に応じた、ピアカウンセリングを行ったり、養成講座を開催して育成に努めます。	障害の特性に応じた、ピアカウンセリングを行ったり、養成講座を開催して育成に努めます。	障害の特性に応じた、ピアカウンセリングを行ったり、養成講座を開催して育成に努めます。	障害の特性に応じた、ピアカウンセリングを行ったり、養成講座を開催して育成に努めます。	障害の特性に応じた、ピアカウンセリングを行ったり、養成講座を開催して育成に努めます。
			障害者自らが福祉の担い手となるための、ホームページ等の研修を促進し、周知と参加を図ります。	障害者自らが福祉の担い手となるための、ホームページ等の研修を促進し、周知と参加を図ります。	障害者自らが福祉の担い手となるための、ホームページ等の研修を促進し、周知と参加を図ります。	障害者自らが福祉の担い手となるための、ホームページ等の研修を促進し、周知と参加を図ります。	障害者自らが福祉の担い手となるための、ホームページ等の研修を促進し、周知と参加を図ります。
			地域での相談体制を充実するため、民生児童委員会の定例会等を利用して随時情報提供している。障害者がいる家庭へ情報提供を行います。	地域での相談体制を充実するため、民生児童委員会への研修機会を充実するなど総合的な支援を行います。	地域での相談体制を充実するため、民生児童委員会への研修機会を充実するなど総合的な支援を行います。	地域での相談体制を充実するため、民生児童委員会への研修機会を充実するなど総合的な支援を行います。	地域での相談体制を充実するため、民生児童委員会への研修機会を充実するなど総合的な支援を行います。

障害児の療育体制の充実		前期計画における具体的施策	前期計画に対する主な取り組み	現状と課題	後期計画における具体的施策	関連する課等														
<b>1 早期発見体制の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳幼児健康診査の充実により、障害が疑われる乳幼児が発見された場合は、母子保健事業等で経過を見ながら適切な療育指導を行うとともに、必要に応じて、個別に発達や言語相談所等関係機関との連携を強化し、早期発見体制を充実します。</li> </ul>	<p>「乳幼児健康診査」、「のびのび広場」「元気っ子クラブ」等の療育支援事業を実施し、障がいの早期発見と適切な療育指導に努めています。</p>	<p>地区担当保健師が、各相談事業を通じて対象者に対して、相談・支援を行い、必要に応じて関係機関との連携を図っています。</p>	<p>「乳幼児健康診査」、「元気っ子クラブ」等の療育支援事業を実施し、障がいの早期発見と適切な療育指導に努めています。</p>	<p>より専門的な相談に応じられるよう、相談体制の充実を図る必要があります。</p>	<p>障がい児とその保護者を支援するため、保健・福祉・教育部門との連携を密にするとともに、医療機関、児童相談員や専門職による相談体制を強化します。</p>	<p>障がい児とその保護者を支援するため、保健・福祉・教育部門との連携を密にするとともに、医療機関、児童相談員や専門職による相談体制を強化します。</p>														
<b>2 実践的保育の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育園での療育支援を充実するため、佐久障害者相談支援センター等の療育相談員との連携を強め、障害児を担当する保育士等への相談支援体制を強化します。</li> </ul>	<p>平成24年度より、はぐくみ相談と相談を実施しています。また、保育園巡回相談にて、保健師等による保育園で発達障害児を実施しています。これらにより保健士や専門職による相談支援を行っています。</p>	<p>平成24年度より、はぐくみ相談と相談を実施しています。また、保育園巡回相談にて、保健師等による保育園で発達障害児を実施しています。これらにより保健士や専門職による相談支援を行っています。</p>	<p>より専門的な相談に応じられるよう、相談体制の充実を図る必要があります。</p>	<p>より専門的な相談を実施するため、言語聴覚士や臨床心理士などの専門職の活用により、母子保健事業の充実を図ります。</p>	<p>障がい児とその保護者を支援するため、保健・福祉・教育部門との連携を密にするとともに、医療機関、児童相談員や専門職による相談体制を強化します。</p>	<p>障がい児とその保護者を支援するため、保健・福祉・教育部門との連携を密にするとともに、医療機関、児童相談員や専門職による相談体制を強化します。</p>														
<b>3 保健・医療サービスの充実</b> <table border="1" data-bbox="254 875 2985 1954"> <thead> <tr> <th>前期計画における具体的施策</th> <th>前期計画に対する主な取り組み</th> <th>現状と課題</th> <th>後期計画における具体的施策</th> <th>関連する課等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="254 875 2985 1145"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害発生の原因ともなる生活習慣病などの予防のため、健常な市民の正しい知識の普及・啓発を行い、身近な地域で指導・訓練等の専門的な療育機能の強化を図ります。</li> </ul> </td><td data-bbox="285 875 2953 1145"> <p>佐久圏域障害者自立支援協議会療育部会を定期的に開催しています。また、保健師等による保育園による保育士などを実施しています。これらにより保健士や専門職による相談支援を行っています。</p> </td><td data-bbox="254 1145 2985 1414"> <p>より専門的な相談に応じられるよう、相談体制の充実を図る必要があります。</p> </td><td data-bbox="285 1414 2953 1684"> <p>より専門的な相談を行った連携を図るため、保健・福祉・教育部門との連携を密にするとともに、医療機関、児童相談員や専門職による相談支援を行っています。</p> </td><td data-bbox="254 1684 2985 1954"> <p>より専門的な相談を行った連携を図るため、保健・福祉・教育部門との連携を密にするとともに、医療機関、児童相談員や専門職による相談支援を行っています。</p> </td></tr> <tr> <td data-bbox="254 1145 2985 1414"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域療育の支援を行うため、療育支援センターを新たに整備し、児童デイサービス事業を見直したほか、細やかな相談・支援を行っています。</li> </ul> </td><td data-bbox="285 1145 2953 1414"> <p>平成25年1月1日より児童福祉法に基づく「児童発達支援」事業所として指定を受け事業を実施しています。</p> </td><td data-bbox="254 1414 2985 1684"> <p>より専門的な相談に応じられるよう、相談体制の充実を図る必要があります。</p> </td><td data-bbox="285 1684 2953 1954"> <p>より専門的な相談を行った連携を図るため、保健・福祉・教育部門との連携を密にするとともに、医療機関、児童相談員や専門職による相談支援を行っています。</p> </td><td data-bbox="254 1954 2985 2142"> <p>より専門的な相談を行った連携を図るため、保健・福祉・教育部門との連携を密にするとともに、医療機関、児童相談員や専門職による相談支援を行っています。</p> </td></tr> </tbody> </table>	前期計画における具体的施策	前期計画に対する主な取り組み	現状と課題	後期計画における具体的施策	関連する課等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害発生の原因ともなる生活習慣病などの予防のため、健常な市民の正しい知識の普及・啓発を行い、身近な地域で指導・訓練等の専門的な療育機能の強化を図ります。</li> </ul>	<p>佐久圏域障害者自立支援協議会療育部会を定期的に開催しています。また、保健師等による保育園による保育士などを実施しています。これらにより保健士や専門職による相談支援を行っています。</p>	<p>より専門的な相談に応じられるよう、相談体制の充実を図る必要があります。</p>	<p>より専門的な相談を行った連携を図るため、保健・福祉・教育部門との連携を密にするとともに、医療機関、児童相談員や専門職による相談支援を行っています。</p>	<p>より専門的な相談を行った連携を図るため、保健・福祉・教育部門との連携を密にするとともに、医療機関、児童相談員や専門職による相談支援を行っています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域療育の支援を行うため、療育支援センターを新たに整備し、児童デイサービス事業を見直したほか、細やかな相談・支援を行っています。</li> </ul>	<p>平成25年1月1日より児童福祉法に基づく「児童発達支援」事業所として指定を受け事業を実施しています。</p>	<p>より専門的な相談に応じられるよう、相談体制の充実を図る必要があります。</p>	<p>より専門的な相談を行った連携を図るため、保健・福祉・教育部門との連携を密にするとともに、医療機関、児童相談員や専門職による相談支援を行っています。</p>	<p>より専門的な相談を行った連携を図るため、保健・福祉・教育部門との連携を密にするとともに、医療機関、児童相談員や専門職による相談支援を行っています。</p>	<p>より専門的な相談に応じられるよう、相談体制の充実を図る必要があります。</p>	<p>より専門的な相談を行った連携を図るため、保健・福祉・教育部門との連携を密にするとともに、医療機関、児童相談員や専門職による相談支援を行っています。</p>	<p>より専門的な相談を行った連携を図るため、保健・福祉・教育部門との連携を密にするとともに、医療機関、児童相談員や専門職による相談支援を行っています。</p>	<p>より専門的な相談を行った連携を図るため、保健・福祉・教育部門との連携を密にするとともに、医療機関、児童相談員や専門職による相談支援を行っています。</p>	<p>より専門的な相談を行った連携を図るため、保健・福祉・教育部門との連携を密にするとともに、医療機関、児童相談員や専門職による相談支援を行っています。</p>
前期計画における具体的施策	前期計画に対する主な取り組み	現状と課題	後期計画における具体的施策	関連する課等																
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害発生の原因ともなる生活習慣病などの予防のため、健常な市民の正しい知識の普及・啓発を行い、身近な地域で指導・訓練等の専門的な療育機能の強化を図ります。</li> </ul>	<p>佐久圏域障害者自立支援協議会療育部会を定期的に開催しています。また、保健師等による保育園による保育士などを実施しています。これらにより保健士や専門職による相談支援を行っています。</p>	<p>より専門的な相談に応じられるよう、相談体制の充実を図る必要があります。</p>	<p>より専門的な相談を行った連携を図るため、保健・福祉・教育部門との連携を密にするとともに、医療機関、児童相談員や専門職による相談支援を行っています。</p>	<p>より専門的な相談を行った連携を図るため、保健・福祉・教育部門との連携を密にするとともに、医療機関、児童相談員や専門職による相談支援を行っています。</p>																
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域療育の支援を行うため、療育支援センターを新たに整備し、児童デイサービス事業を見直したほか、細やかな相談・支援を行っています。</li> </ul>	<p>平成25年1月1日より児童福祉法に基づく「児童発達支援」事業所として指定を受け事業を実施しています。</p>	<p>より専門的な相談に応じられるよう、相談体制の充実を図る必要があります。</p>	<p>より専門的な相談を行った連携を図るため、保健・福祉・教育部門との連携を密にするとともに、医療機関、児童相談員や専門職による相談支援を行っています。</p>	<p>より専門的な相談を行った連携を図るため、保健・福祉・教育部門との連携を密にするとともに、医療機関、児童相談員や専門職による相談支援を行っています。</p>																

<p>精神障害者の社会復帰に向け、精神障害者相談センターの精神障害者コーケイネーター、医療機関、保健所及び保健師等と連携しながら、医療・訓練を含めた社会復帰に向けた相談支援を行っています。</p>	<p>精神障害者が地域で生活していく為の支援事業所が不足しています。精神障害者に対する知識の普及・啓発を行っています。</p>	<p>精神障害者の社会復帰に向け、佐久や地域連携センターと連携し、地域連携医療機関と連携し、地域移行支援事業、地元への精神障害に対する知識や理解の普及・啓発を行っています。</p>
<p>精神障害者の社会復帰に向け、精神障害者相談センターの精神障害者コーケイネーター、医療機関、保健所及び保健師等と連携しながら、医療・訓練を含めた社会復帰に向けた相談支援を行っています。</p>	<p>精神障害者が地域で生活していく為の支援事業所が不足しています。精神障害者に対する知識の普及・啓発を行っています。</p>	<p>精神障害者の社会復帰に向け、佐久や地域連携センターと連携し、地域連携医療機関と連携し、地域移行支援事業、地元への精神障害に対する知識や理解の普及・啓発を行っています。</p>
<p>精神障害者の社会復帰に向け、精神障害者相談センターの精神障害者コーケイネーター、医療機関、保健所及び保健師等と連携しながら、医療・訓練を含めた社会復帰に向けた相談支援を行っています。</p>	<p>精神障害者が地域で生活していく為の支援事業所が不足しています。精神障害者に対する知識の普及・啓発を行っています。</p>	<p>精神障害者の社会復帰に向け、佐久や地域連携センターと連携し、地域連携医療機関と連携し、地域移行支援事業、地元への精神障害に対する知識や理解の普及・啓発を行っています。</p>

第4節 啓発・広報・情報の推進	前期計画における具体的な施策		後期計画における具体的な施策	
	現状と課題	前期計画に対する主な取り組み	現状と課題	後期計画における具体的な施策
1 啓発・広報の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>「障害者週間」での広報やポスター掲示など重点的な啓発活動をはじめ、「まちづくり講座」での障害者講座の充実、「生涯学習市民大会」、「社会福祉大会」、「生涯学習市スマイルライド」等で、一般市民が集まる「社会福祉大会」「つどい」等で、一般市民が参加しやすい環境を整備し、「心のバリアフリー」を推進します。</li> </ul>	<p>社会福祉大会、生涯学習市民のつどい、毎年度開催しています。広報等で周知し実施しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報等により周知を図っていますが、参加者に偏りが出ています。</li> </ul>	<p>「障害者週間」での重点的な啓発活動をはじめ、「社会福祉大会」「つどい」「心のバリアフリー」を推進します。</p>
2 情報提供と情報パリアライ化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉サービスには、「市民の便利帳」に掲載した新規事業所や、サービス提供事業所などをはじめとした窓口での情報提供を進めます。</li> </ul>	<p>ホームページの「市民の便利帳」に掲載した新規事業所や、サービス提供事業所などをはじめとした窓口での情報提供を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関との障害者支援のネットワークがまだ不十分です。</li> </ul>	<p>制度の改正時などについて、広報、ホームページ、相談支援事業所を中心とした周知を図ります。</p>
3 点字図書の充実と活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>佐久市障害者自立生活支援センターでパソコン教室を開催してまいります。</li> </ul>	<p>佐久市障害者自立生活支援センターでパソコン教室を開催してまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者が少なく、事業の開拓と充実を図る必要がある。</li> </ul>	<p>より多くの障害者が工具と関わる機会を持つことで総合的な情報のバリエーション化を促進します。</p>
4 派遣訓練の充実と記載の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>点字図書は平成21～24年度の間で1冊の増冊があります。</li> </ul>	<p>点字図書は平成21～24年度の間で1冊の増冊があります。</p>	<p>情報化が進む中で、視覚障害者へ情報提供を行ったための整備が行われます。</p>	<p>自立生活支援センター等の関係機関と連携し、視覚障害者のニーズを把握します。</p>
5 手話通訳士による対応の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>手話通訳士による対応も増えていく。</li> </ul>	<p>手話通訳士による対応も増えていく。</p>	<p>手話通訳士をつき、窓口での対応も多くの一部の派遣者に負担が生じています。</p>	<p>多様化する障害者のニーズに対応するため、「手話通訳士」「要約筆記者」、 「点訳者」の養成に努めるとともに、コミュニケーション支援事業の利用範囲の見直しを検討します。</p>

	前期計画における具体的施策	前期計画に対する主な取り組み	現状と課題	後期計画における具体的施策	関連する課等
1 前保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害児の受け入れ体制を確保するなど保育指導の充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい児の受け入れにあたり、入所園児の障害の程度に応じて保育士を配置するなど保育指導の充実を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい児の受け入れにあたり、入所園児の障害の程度に応じて保育士を配置するなど保育指導の充実を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい児を担当する保育士の確保を図るとともに、入所検討員会の助言及び指導に基づき、障がいの程度に応じた受け入れ体制の充実を行います。</li> </ul>	
2 福祉教育の心を育てる教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害児一人ひとりの発達に合わせ適切な保育指導を行うために、保育士の資質向上のため研修体制の充実を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校教育における「総合的な学習の時間」や「道徳教育」で、車いすや※アイマスクなど、児童・生徒の福祉体験を重視した教育を推進します。</li> <li>と共に支えあっていく意識を育てるためにも、※特別支援学校や福祉施設などと交流し、福祉教育の充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校教育における「総合的な学習の時間」や「道徳」で、車いすや手話などを通じて福祉教育を推進しています。</li> <li>小・中学校における「総合的な学習の時間」や「道徳教育」で障害者による講和や車いす、アイマスクを用いた体験教育を実施し、思いやりの心を育む授業を行っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい児に適切な保育指導を行った時間において、「総合的な学習の時間」や「道徳」で、車いすや手話を通じて福祉教育を実施しています。</li> <li>小・中学校における「総合的な学習の時間」や「道徳教育」で障害者による講和や車いす、アイマスクを用いた体験教育を実施し、思いやりの心を育む授業を行っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい児一人ひとりの発達に合わせて個別指導や療育コーディネーターを実施します。また、発達障害児支援係課との情報の共有を行っています。</li> </ul>
3 支援教育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権週間等で人権尊重理念に関する教育を正しく理解と認識を深める学習を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉の心を育てる教育のため、佐久市社会福祉協議会が行っている、社会福祉普及校事業を支援し、各学校における福祉活動を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道徳をはじめとする全ての教科で人権教育を日々推進しているが、人権週間では、改めて人権について深めます。</li> <li>いじめ等が社会問題化している中で、学校内にとどまらず、家庭や地域への発信を通して更なる人権教育の充実が求められます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校教育において、車いす、※アイマスクなどの福祉体験や特別支援学級などとの交流を通じて、人権尊重理念による正しい理解と認識を深める学習を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい児一人ひとりの発達に合わせて個別指導や療育コーディネーターを実施します。また、関係機関との連携を強化します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>就学指導委員会と関係機関との連携により、早期内閣からの就学相談や適切な就学指導の推進を行っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福州市社会福祉協議会が行っている、社会福祉普及校事業を支援し、各学校における福祉活動を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就学指導専門員が年度当初から、保健園、幼稚園までの小学校等を巡回し、早期から就学相談や就学指導、体験入学等を実施しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就学指導専門員が年度当初から、保健園、幼稚園までの小学校等を巡回し、早期から就学相談や就学指導、体験入学等を実施しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就学指導専門員を中心とした連携により、佐久市社会福祉協議会が行っている、社会福祉普及校事業を支援し、各学校における福祉活動を推進します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>学習障害、注意欠陥／多動性障害の児童・生徒一人ひとりへ、高機能自閉症等の児童・生徒へ行うため、特別支援教育を充実し、特別支援教育を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就学指導専門員が年度当初から、小学校や中学校を巡回し、特別な支援教育の推進を行っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就学指導専門員が年度当初から、小学校や中学校を巡回し、特別な支援教育の推進を行っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就学指導専門員を中心とした連携により、佐久市社会福祉協議会が行っている、社会福祉普及校事業を支援し、各学校における福祉活動を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就学指導専門員を中心とした連携により、佐久市社会福祉協議会が行っている、社会福祉普及校事業を支援し、各学校における福祉活動を推進します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校教育において、障害のある児童・生徒のニーズに応じた教育を行うため、小・中学校や保育園から小学校への移行がスムーズに行えるよう、幼稚園や保育園との連携を強化し、支援を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就学指導専門員が年度当初から、小学校や中学校を巡回し、特別な支援教育の推進を行っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就学指導専門員が年度当初から、小学校や中学校を巡回し、特別な支援教育の推進を行っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就学指導専門員を中心とした連携により、佐久市社会福祉協議会が行っている、社会福祉普及校事業を支援し、各学校における福祉活動を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就学指導専門員を中心とした連携により、佐久市社会福祉協議会が行っている、社会福祉普及校事業を支援し、各学校における福祉活動を推進します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒の就学後においても障害の状態の変化等に応じて、適切な特別支援教育が行われるよう、就学指導専門員等による就学指導の※フォローアップの充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就学指導専門員をH24年度より1名増員し、小中学校における特別支援教育の実態把握と教育相談を充実させています。特別支援教育コーディネーター連絡会を開催し、事例研究等を通じて、各学校と情報交換を行い、特別支援教育の充実を行っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就学指導専門員を中心とした連携により、佐久市社会福祉協議会が行っている、社会福祉普及校事業を支援し、各学校における福祉活動を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就学指導専門員を中心とした連携により、佐久市社会福祉協議会が行っている、社会福祉普及校事業を支援し、各学校における福祉活動を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就学指導専門員を中心とした連携により、佐久市社会福祉協議会が行っている、社会福祉普及校事業を支援し、各学校における福祉活動を推進します。</li> </ul>